

特定福祉用具販売に係る重要事項説明書

1 サービス提供に係る事業者について

事業者名称	株式会社ゴトウ ケアサポート木輪館
代表者(役職・氏名)	代表取締役 後藤大輔
本社所在地 (連絡先・電話番号等)	北九州市八幡西区下上津役3丁目3番6号 TEL 093-612-1515 FAX 093-612-1644
法人設立年月日	1987年5月

2 利用者に対してサービスを提供する指定事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ケアサポート木輪館
介護保険指定 事業所番号	4070700093
事業所所在地	〒807-0075 北九州市八幡西区下上津役3丁目3番6号
連絡先	TEL 093-612-1515 FAX 093-612-1644
通常の事業の 実施地域	北九州市、中間市、直方市、遠賀郡、宗像市、鞍手郡、福津市、宮若市(離島を除く)

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社ゴトウが開設するケアサポート木輪館(以後、木輪館という)が行う特定福祉用具販売事業(以後、販売事業という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、木輪館の福祉用具専門相談員指定講習会の修了者が、要支援状態にある高齢者に対し適正な特定福祉用具販売を提供することを目的とします。
運営の方針	イ 木輪館の福祉用具専門相談員等は、要介護者等の心身の特性、希望、住環境等を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう福祉用具の選定の援助、取付、調整等を行うものとします。 ロ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとします。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	日曜日・祝日・8月13日～15日・12月31日～1月3日以外
営業時間	9:00～18:00

(4)事業所の職員体制

管理者	富吉 梨絵
-----	-------

	常勤(人数)		非常勤(人数)	
	専従	兼任	専従	兼任
管理者	1名	0名	0名	0名
福祉用具 専門相談員	4名	0名	0名	0名

(5)特定福祉用具販売の取扱い種目

☐ 腰掛便座	☐ 入浴補助用具 ※1	☐ スロープ ※2
☐ 自動排泄処理装置の交換可能部品	☐ 簡易浴槽	☐ 歩行器 ※3
☐ 排泄予測支援機器	☐ 移動用リフトのつり具の部分	☐ 歩行補助つえ ※4

※1…入浴補助用具とは、以下の①～⑦です。

①入浴用椅子 ②浴槽用手すり ③浴槽内椅子 ④入浴台 ⑤浴室内すのこ ⑥浴槽内すのこ ⑦入浴用介助ベルト

※2…スロープとは、貸与告示第九項に掲げる「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、
頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。

※3…歩行器とは、貸与告示第九項に掲げる「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式
歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。

※4…歩行補助つえとは、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットフォームクラッチおよび多点杖に限る。

3 提供するサービスの第三者評価

実績なし

4 提供するサービスの内容及び費用等について

(1)特定福祉用具販売計画の作成

利用者の日常生活や心身の状況及び希望を踏まえ、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成します。

なお、既に利用者の居宅サービス計画(又は介護予防サービス計画)が作成されている場合は、その内容に沿って当該計画を作成します。

特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容を利用者に説明し、同意を得たうえで、交付します。

(2)購入費用

特定福祉用具の購入にかかる「利用者負担金(介護保険が適用された場合)」は、請求書に記載されている料金(以下、購入費という。)によるものとし、原則、購入費の1割(一定以上の所得のある方は2割又は3割)の額となります。

購入費と利用者負担金の差額については、市町村の窓口等へ申請することで、被保険者もしくは指定福祉用具販売事業所に後日支給されます。

介護保険を適用する上で利用可能な購入費の上限額は、毎年4月1日～3月 31 日の 12ヶ月間で 10 万円までとなっており、超過分の購入費については全額(10 割)ご負担いただきます。また同一年度内において、介護保険を適用し購入済みの種目を「再度」購入する場合は、原則、支給を受けられませんのでご注意ください。

(3)その他費用

交通費	弊社のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です(但し、離島は除きます)。 サービス提供地域以外の地域にお住いの場合、交通費の実費をお支払いいただくことがあります。 ① 公共の交通機関を使用した場合 交通費の全額 ② 自動車を利用した際には、実施地域外から5km 以上 10km 未満毎に1,000 円とする。
搬出入費用	上記に準じます
領収書再発行費用	領収書再発行をご希望の際は、お客様宅へ持参、または郵送させていただきます。 再発行手数料として、一律300円のお支払いとなります。 ただし、弊社へ受け取りにいられた場合、再発行手数料は発生致しません。

(4)支払い方法

上記(1)及び(2)にかかる費用は、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
現金払い	商品納品時に現金でお支払いください。

5 衛生管理等について

- (1) 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に務めます。

6 身分証携行義務

- (1) サービスを提供する従業者は常に身分証を携行し、利用者又は利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

7 事故発生時の対応について

- (1) 利用者に対する特定福祉用具販売に係るサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する特定福祉用具販売に係るサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 事故が生じた際には、その原因を究明し再発防止の対策を講じます。

8 苦情等の相談窓口について

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 093-612-1515 窓口担当者 富吉 梨絵
---------	----------------------------------

- (2) 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

八幡西区役所 高齢者・障害者相談コーナー介護保険担当	所在地	北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号
	電話番号	093-642-1441(代表)
八幡東区役所 高齢者・障害者相談コーナー介護保険担当	所在地	北九州市八幡東区中央一丁目1番1号
	電話番号	093-671-0801(代表)
戸畑区役所 高齢者・障害者相談コーナー介護保険担当	所在地	北九州市戸畑区千防一丁目1番1号
	電話番号	093-871-1501(代表)
若松区役所 高齢者・障害者相談コーナー介護保険担当	所在地	北九州市若松区浜町一丁目1番1号
	電話番号	093-761-5321(代表)
小倉北区役所 高齢者・障害者相談コーナー介護保険担当	所在地	北九州市小倉北区大手町1番1号
	電話番号	093-582-3311(代表)
小倉南区役所 高齢者・障害者相談コーナー介護保険担当	所在地	北九州市小倉南区若園五丁目1番2号
	電話番号	093-951-4111(代表)
門司区役所 高齢者・障害者相談コーナー介護保険担当	所在地	北九州市門司区清滝一丁目1番1号
	電話番号	093-331-1881(代表)
中間市役所 高齢者・障害者相談コーナー介護保険担当	所在地	中間市中間一丁目1番1号
	電話番号	093-244-1111(代表)

福岡県介護保険広域連合 遠賀支部	所在地	遠賀郡遠賀町大字今古賀513 遠賀町役場横車庫棟2階
	電話番号	093-291-5266(代表)
直方市役所 市民部 保険課 介護保険係	所在地	直方市殿町7番1号 直方市役所1階
	電話番号	0949-25-2116(代表)
宗像市役所 介護保険課 介護保険係	所在地	宗像市東郷一丁目1番1号
	電話番号	0940-36-1121(代表)
福岡県国民健康保険 団体連合会	所在地	福岡市博多区吉塚本町13番47号
	電話番号	092-642-7800(代表)

9 秘密の保持、個人情報の取扱いについて

- (1) 当事業所は、サービスを提供するうえで知りえた利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。
- (2) あらかじめ文章により利用者及びその家族から同意を得た場合は、前項にかかわらず、情報を提供することができます。
- (3) 利用者の個人情報の取扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報をを用いる場合は事業者が定める個人情報保護に関する規定に従い、対応します。
なお、利用者の家族の個人情報についても同様です。
- (4) 利用者及び利用者の家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とします。

10 虐待の防止のための取組について

- (1) 虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。

(虐待防止に関する責任者)	富吉 梨絵
---------------	-------

- (2) 虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的で開催しています。
- (3) 虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談を対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報します。

11 サービスの提供内容に係る記録・保管

- (1) サービスを提供した際はサービスの内容等を記録します。また利用者からの申出があった場合は当該情報を利用者に対して提供します。
- (2) サービス提供に係る記録を契約終了後2年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧させ、又は複写物を交付します。ただし、複写に際しては、利用者に対し、実費相当額を請求できるものとします。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記の通り重要事項を説明しました。

<事業者>

所在地 北九州市八幡西区下上津役3丁目3番6号

事業者名 ケアサポート木輪館 株式会社 ゴトウ

代表者名 後 藤 太 輔

(指定番号 4070700093)

<説明者>

所 属 ケアサポート木輪館 株式会社ゴトウ

氏 名

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意します。

また9(2)に記載している個人情報の使用についても、同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

<利用者代理人(選任した場合)>

住 所

氏 名 (続柄)